

社会福祉法人 心和会
役員及び評議員の報酬支給基準並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 心和会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(区分)

第2条 この規程において、「区分」については、以下に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)理事とは、常勤理事と非常勤理事とに区分する。又常勤理事とは、この法人を主たる勤務場所とする者をいい、非常勤理事とは常勤理事以外の者をいう。
- (3)監事は、非常勤とする。
- (4)評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいい、非常勤とする。

(分類)

第3条 この規程において、以下の通り分類する。

- (1)報酬とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号で定める報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (2)費用とは、勤務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬額)

第4条 この法人の役員、評議員の報酬額は、下記及び別表「役員及び評議員の報酬支給額一覧表」による。

- (1)全理事の報酬総額は、年間53万円以内とする（うち理事長は、年額11万円を超えない範囲、他常勤理事は、一人あたり年額6万円を超えない範囲、又非常勤理事は、一人あたり6万円を超えない範囲）。
- (2)全監事の報酬総額は、年間22万円以内とする（一人あたり年額11万円を超えない範囲）。
- (3)全評議員の報酬総額は、年間45万円以内とする（一人あたり年額5万円を超えない範囲）。

(支給の方法、形態等)

第5条 役員及び評議員の報酬は、会議(監事監査、指導監査を含む)出席の都度、支払うものとする。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除し、通貨(現金)をもって本人に支払うものとする。

(費用弁償)

第6条 役員及び評議員が青森市内における職務の執行に当たっての費用については、以下のように定める。

(1) 青森市内の居住者には、現物(タクシーチケット)支給する。

(2) 青森市外の居住者には、実費相当額を支給する。

2 役員及び評議員に対し、青森市外に出張(研修等)を命じた場合に要する旅費(宿泊費含む)については、前項の規定にかかわらず、この法人の旅費規程に準じて費用を支給する。

(公表)

第7条 この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、社会福祉法第45条の3第2項により評議員会の承認を受けなければならない。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

改正 令和3年4月1日より施行する。